

金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱

(平成 28 年 3 月 23 日決裁)

改正 平成 29 年 3 月 31 日決裁

平成 31 年 3 月 22 日決裁

令和 2 年 3 月 24 日決裁

令和 2 年 12 月 17 日決裁

令和 3 年 3 月 19 日決裁

令和 5 年 3 月 22 日決裁

令和 6 年 3 月 22 日決裁

令和 7 年 3 月 24 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者及び女性の有期契約労働者、派遣労働者等について正規雇用労働者への転換を促進し、雇用の安定を図るため、事業主に対し正規雇用転換促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有期契約労働者 期間の定めのある労働契約を締結する労働者をいう。
- (2) 無期雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者以外の労働者をいう。
- (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。
- (4) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう。以下同じ。）を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は 1 週間の所定労働時間が短い労働者を含む。

(5) 対象労働者 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 有期契約労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者
- イ 無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者
- ウ 派遣労働者から正規雇用労働者として直接雇用（派遣先の事業主から直接に雇用されることをいう。以下同じ。）をされた者で、その直接雇用の日から引き続き本市内に住所を有する者

(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

（対象事業主）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象事業主」という。）は、次の各号の全てに該当する事業主とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかの転換又は直接雇用を実施した事業主

- ア 有期契約労働者について正規雇用労働者へと転換
- イ 無期雇用労働者について正規雇用労働者へと転換
- ウ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者に限る。）について正規雇用労働者として直接雇用
- エ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者を除く。）について正規雇用労働者として直接雇用

(2) 前号に規定する転換又は直接雇用に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項に規定する正社員化コース助成金及び同条第11項に規定する障害者正社員化コース助成金（以下「国の助成金」という。）の交付を受けたもの

(3) 国の助成金の対象となる対象労働者（転換又は直接雇用の開始日に満55歳未満の者に限る。）を転換又は直接雇用をした日から引き続き12月（勤務した日数が11日未満の月を除く）（転換又は直接雇用の開始日が令和5年11月29日以降の場合にあっては、18月）以上雇用し、又はしていたもの

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度

とする。

(1) 前条第1号アの転換又は同号ウの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき
200,000円（対象事業主が中小企業者の場合にあっては、250,000円）

(2) 前条第1号イの転換又は同号エの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき
125,000円（対象事業主が中小企業の場合にあっては、150,000円）

2 奨励金は、1対象事業主につき、前条第3号に規定する対象労働者のうち、次に掲
げる対象労働者の区分に応じ、当該各号に定める人数を限度とする。

(1) 満35歳未満の男性又は満45歳未満の女性 5人

(2) 満35歳以上の男性又は満45歳以上の女性 3人

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者を転換又は直接雇用をした日か
ら12月（勤務した日数が11日未満の月を除く）（転換又は直接雇用の開始日が令和5
年11月29日以降の場合にあっては、18月）を経過した日から3月以内（3月以内に申
請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がや
んだ日から7日以内）に金沢市正規雇用転換促進奨励金交付申請書（様式第1号。以
下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 対象労働者を転換又は直接雇用をした日から6月（転換又は直接雇用の開始日が
令和5年11月29日以降の場合にあっては、12月）を経過した日から12月（転換又は
直接雇用の開始日が令和5年11月29日以降の場合にあっては、18月）を経過した日
までの対象労働者の出勤簿の写し及び賃金台帳の写し

(2) 金沢市正規雇用転換促進奨励金交付申請内訳書（様式第2号）

(3) 国の助成金の支給決定通知書の写し

(4) その他市長が別に定める書類

（奨励金の交付決定の通知）

第6条 市長は、交付申請書及びその添付書類を受理したときは、速やかにその内容を審
査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとす
る。

（奨励金の支払）

第7条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(金沢市キャリアアップ促進奨励金公布要綱の廃止)

2 金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱（平成26年4月1日決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前において、前項の規定による廃止前の金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条各号のいずれにも該当する事業主に係るキャリアアップ促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日決裁）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用（以下「転換又は直接雇用」という。）をされた者に係る若者女性キャリアアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）について適用し、同日前に転換又は直接雇用をされた者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日決裁）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用をされた者に係る正規雇用転換促進奨励金について適用し、同日前に改正前の金沢市若者

女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用をされた者に係る若者女性キャリアアップ促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月17日決裁、押印の見直しに伴う経済局労働政策課関係要綱の整理に関する要綱第6条による改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用をされた者に係る正規雇用転換促進奨励金について適用し、同日前に改正前の金沢市正規雇用転換促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用をされた者に係る正規雇用転換促進奨励金については、なお従前の例による。